

令和 8 年 7 月以降の新規申請閲覧機関 への対応方法について



<システム概要>

情報閲覧機関が情報開示医療機関での検査、処方、診療記録等の診療情報を患者（同意の得られた情報に限り）ごとにインターネット等ネットワーク（関連する安全管理ガイドラインに準拠し、セキュリティを強固なものとし、情報漏えいの防止を各省庁ガイドライン準拠）を経由し、当該患者について、連携する情報開示医療機関が保有する診療情報を、患者・医療機関毎に時系列で閲覧できるシステムです。

なお、本システムは、令和 8 年度診療報酬改定にて新設された電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たしています。

令和 8 年 7 月

取扱規程案について（第95回部会にて協議）

端末の取扱規程（ふくいメディカルネット）

- 所有権の移行：令和8年度以降に協議会にて斡旋する端末の所有権は、参加機関に帰属。それ以前の端末は協議会に属する。
- 費用負担の原則：端末の購入費用は原則として全額参加機関の負担とする。
- セットアップ費用：初回導入や一斉更新時は協議会が負担。しかし、個別の故障や交換に伴う再セットアップは参加機関の負担とする。
- 管理責任：端末の保管、セキュリティ対策、故障対応は、所有者である参加機関が責任を持って実施する。
- 禁止事項：システム運用に支障を及ぼす設定変更や、セキュリティリスクを生じさせる目的外利用は禁止。

ふくいメディカルネット端末：令和8年度からの運用・費用ガイド

本ガイドは「ふくいメディカルネット端末の取扱規程（案）」に基づき、システム利用端末の購入・セットアップ・維持管理に関する責任分担をまとめたものです。特に令和8年度（2026年度）を境に変化する所有権の扱いに重点を置いています。

令和8年度以降の所有権と導入コスト



令和8年度以降、端末の所有権は「参加機関」に帰属

令和8年度以降に購入した端末は機関の資産となり、退会時の返却も不要です。



端末購入費用は「全額参加機関」の負担



各機関

年度初めの新規導入や年度途中の追加に関わらず、購入費は各機関が負担します。



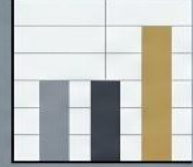
端末購入



初回セットアップ費用は「協議会」が負担

VPN設定やソフト導入など、利用開始に必要な初期費用は原則協議会が負担します。

運用・更新時の費用と管理責任



リプレース費用：一斉更新時のみセットアップ費無料

一斉更新



= 無料

協議会が指定する年度初めの一斉更新以外は、セットアップ費も機関負担となります。

個別対応



= 実費負担

故障・紛失時の再セットアップは「実費負担」



機関側の都合やトラブルによる再設定費用は、その時点の時価で機関が負担します。





セキュリティおよび保守は「所有者」の義務

端末の保管、セキュリティ対策、故障対応は、所有者である各機関の責任です。

項目	令和8年度より前の参加機関	令和8年度以降の新規／リプレース
 端末の所有権	協議会に帰属	参加機関に帰属（返却不要）
 セットアップ費（一斉更新）	協議会負担	協議会負担
 セットアップ費（個別対応）	参加機関負担	参加機関負担

1
NotebookLM

今後の導入スケジュール

工 程

申請から導入までは、準備期間を含めて約3～4週間かかります。恐れ入りますが、時期に余裕をもってお手続き（ご申請）いただきますようお願いいたします。

イニシャルコスト/ランニングコスト

イニシャルコスト

- ・ 閲覧端末（約15万円（税抜））：導入機関にて負担
- ・ セットアップ費用（約4万円（税抜））：協議会にて負担

ランニングコスト

- ・ ふくい医療情報連携システム運営協議会会則 第10条（会費）に規程に基づき会費を納入しなければならないと定められている。

⇒ 会費 3,000円/月（税込）

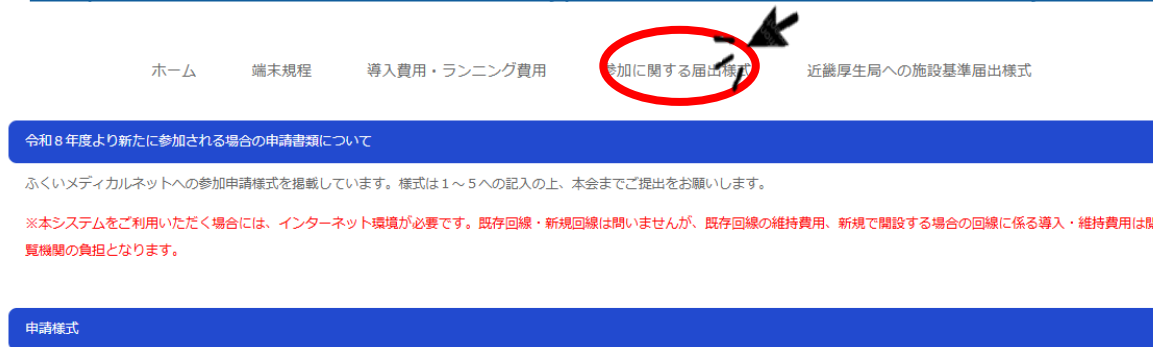
※ 年度一括払い（年間3.6万円（税込））

※ 年度途中で「ネットワーク」に参加された場合には、利用月からの月割計算での費用となります。

申請方法等

以下のサイトより様式1～5をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、協議会宛にご申請ください。**申請期間は随時**となります。

専用サイト：https://www.fukui.med.or.jp/fukuimedical-net/de_jkasan-2/



- (1) 入会申込書兼参加申込書【閲覧医療機関用】（様式1）
- (2) 利用者一覧表（様式2） ※利用者IDの8桁は任意の数字
- (3) 参加同意書兼誓約書（様式3）
- (4) 接続機器確認書（様式4）
- (5) 設置工事に関する事前調査シート（様式5）

本システムをご利用いただく場合には、インターネット環境が必要です。既存回線・新規回線は問いませんが、既存回線の維持費用、新規で開設する場合の回線に係る導入・維持費用は閲覧機関の負担となります。

【申請先】

〒910-0001 福井市大願寺3-4-10

ふくいメディカルネット事務局（福井県医師会内）宛

TEL 0776-24-0387 FAX 0776-21-6641